

第 7 回

水戸家庭裁判所委員会議事概要

平成18年6月15日(木)

【開会宣言】

○望月委員が所用により欠席。

【家裁委員の交代】

■委員長

前回（昨年12月20日開催）以降の委員の改選について報告します。

当庁家庭裁判所委員会組織規程第2条第3号委員である，検察官西村尚芳委員，同条第4号委員である，裁判官石田浩二委員についていずれも本年4月1日付けで人事異動があり，同規程により，それぞれの後任として，第3号委員に荒木真人検察官，第4号委員に岡口基一裁判官をそれぞれ法曹関係者として4月1日付けで任命しました。

望月直美委員につきまして，本年4月20日限りで2年の任期が終了したところ，再任の意向を示し，茨城県弁護士会からも同委員の推薦がありましたので，4月21日以降も委員としてお願いすることになりました。

本年4月1日付けで事務局に交替があり，飯田首席書記官の後任として，疋田秀雄首席書記官が配置換えとなりました。

【自己紹介】

新たに任命された荒木委員及び岡口委員並びに事務局を構成する疋田首席書記官から，自己紹介がなされた。

【委員長代理の指名】

家庭裁判所委員会規則第6条第3項の規定に基づき，岡口委員が委員長代理に指名された。

【アンケート調査の報告】

■委員長

机上配布された『「活発な裁判所委員会」調査』という資料は，2006年2月に，「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京），司法改革大阪各界懇談会（大阪）」という団体から，当委員会の開催状況等についてアンケート調査依頼があったことに対して，委員長の権限で回答したものであるがそれについて，委員会の了承を得た。

【議事の進行】

■委員長

本日の委員会のテーマである，「離婚と子ども」については，以前，委員の方からご提出いただいたご意見を参考にして決めさせていただきました。

本日は，親の離婚によってこうむる子どもの心情及び立場などに関して配慮すべき事柄について，委員の方々から忌憚のないご意見をいただきたいと考えています。

そこで，本日の委員会では，まず，離婚及び子の監護に関する事柄，親権者の指定や養育費の問題，面接交渉などに関して意見交換をしたいと考えております。

テーマを提出していただきました委員から，提出された趣旨を簡単にお話しいただいた後，首席書記官から離婚及び人事訴訟という観点からテーマに対する趣旨説明を行い，委員の方々には，最高裁判所が制作しました「離婚と子ども」というDVDを30分間上映してご覧いただき，お気づきになられた点，疑問点などに関して意見交換をしていただきたいと思います。

【テーマの説明】

○委員

夫婦関係調整（離婚）事件では、申立人と相手方が離婚については合意ができて、いざ未成年者の親権者をどちらにするかという、一番最初の段階で、両者の意地の張り合いや、いろいろな思惑から、なかなかまとまりがつかない場合があり、調停でも苦労しているところでは。

回を重ねて親権の意味を説いたり、養育費や面接交渉などの話も交えて説得していくうちに、大体は母親が親権者で父親が養育費を払うという形で解決がつく場合が多いのですが、時には、両方の主張が強く、解決に手間取ることがあります。例えば、当事者の親がかかわって、孫の奪い合いのような形になる場合などです。親権者になるならないが勝ち負けであるという意識を持っていることも多いため、親権というのは親の権利というより、むしろ子どもを健全な社会人にするための義務や責任であるということ、面接交渉、養育費も子どもの幸せを中心に考えることを根気よく話します。離婚しようとする場合、子どもにとって何が望ましいのかということ、家庭裁判所委員会の委員の皆様とともに考えたいと思い、このテーマを提出しました。

事務局

離婚数、離婚率の現状ですが、統計資料によれば、平成16年度の人口動態調査では、離婚の総数は27万804件で、50年前の昭和30年代では7万5,000件余りということです。昭和50年ころから急激に上昇し、平成14年度には28万9,836件に達し、その後高どまりという形で、今年度に至っているということになります。

次に、それを茨城県の状況で見ると、昭和30年度には1,046件、それが全国平均をはるかに上回る増加で、平成16年度には6,004件で、約6倍という形になっております。

茨城県内の各市町村の保健所管内別の離婚率について見ますと、潮来の保健所管内の率が高く、大宮保健所の率が低くなっており、県内でも若干の離婚率の違いがあるということが統計上見られます。

離婚の形態については、当事者が協議した上で届出により成立する協議離婚、これが離婚の約90%を占めており、未成年の子がいる場合には、父か母かのどちらかを親権者に定めて届け出なければいけないとなっております。協議が調わない場合には、いわゆる裁判上の離婚ということになるのですが、この場合には、家庭に関する事件については、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなくてはならず、これは家事審判法第18条に規定されており（調停前置主義）、家庭に関する事件をいきなり対審、それから公開の法廷における訴訟手続で争わせることは家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るという見地から望ましくないという理由からとられております。

調停は、家事審判官1名と調停委員2名で構成される3名の調停委員会が両当事者間の話を聞いた上で合意ができれば調停による離婚が成立することになります。平成16年度の調停による離婚件数は2万3,609件であり、離婚総数に占める離婚率は8.7%となっております。

調停離婚により父、母のいずれが親権者となったかの内訳は、全国平均では、昭和27年度が、父の割合が48.55%、母が51.45%とほぼ拮抗していますが、平成17年度は、父親が12.18%、母親が87.82%ということで、近年、母親のほうが親権者になる傾向が圧倒的に

大きくなっていると言えます。この傾向は、水戸管内でも同じですが、平成17年度では、母親が親権者になる率が若干全国を上回っているようであり、調停で成立した場合の親権者の動向はこのような変化があります。

調停による合意が成立しない場合に、数は少ないですが、審判離婚ということもあります。

通常、調停で合意に達しなければ、離婚をするためには、裁判を提起することになります。離婚訴訟は人事訴訟に含まれており、従来、地方裁判所で行われていましたが、平成16年4月から家庭裁判所に人事訴訟が移管されることになり、この改正に伴って、必要があると認めるときには、参与員の立会いを認めて、参与員の意見を聞く制度や家庭裁判所調査官による事実の調査を行う制度が実施されるようになっていきます。

離婚訴訟においては、未成年者の子の親権者の指定、監護に関する処分、財産分与等についての処分を付帯処分として同時に解決するようにもなっています。

人事訴訟法では、判決離婚のほかに、和解や認諾による離婚も認められており、平成17年1月から12月に受理した離婚訴訟の事件数は、全国で9,995件、水戸本庁では70件になっております。

離婚するときには、夫婦の間で子の監護のあり方について協議することになっていきますが、協議が調わない場合には、家庭裁判所で調停や審判をすることができます。このような事件を子の監護に関する処分と言います。子の監護に関する処分の新受件数の統計によれば、養育費の請求と面接交渉の請求事件が大半を占めています。養育費とは、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、父母は、子どもの生活について自分自身の生活と同じ水準を保障する義務、生活保持義務を負っているところです。養育費の算定に当たっては、養育費算定表を参考にしながら、当事者の合意に基づいて決めています。

調停での支払約束を守らない場合には、履行勧告という制度があり、義務者に対し養育費の支払の義務を果たすよう勧告しており、義務者や未成年者の事情変更により増額や減額の調停を申し立てることもできることになっていきます。

面接交渉については、子どもの監護権を持たない一方の親から子どもの面接交渉を求める場合もあり、父母間で紛争となりやすい事項になっています。面接交渉は、子にとって有益であり、子の福祉に反しない限り認められるべきものと一般的には考えられていますが、実際には、面接交渉を拒否する監護をしている親も多いのが実情です。

家庭裁判所の調停では、子に対する影響等を慎重に見極めた上、子の福祉の観点を重視して、面接交渉の可否、程度、方法などを検討し、合意を促しており、家庭裁判所で決まった面接交渉の回数としては、宿泊なしで月1回以上が多い結果になっています。

当庁では、面接交渉につき、親に理解を深めてもらうため、「良好な面接交渉のポイント」というリーフレットを当事者に渡しているところです。

件数的には少ないですが、子の引渡しの申立てがあり、平成17年の統計では、全国で560件、水戸管内では11件の申立がありました。

〔DVD上映〕

○委員

何度見ても、本当にこれでいいのか、どうしても離婚せざるを得ないのか、とても辛いというのが感想です。親たちがどこまでその辺に心配りをしているかというと、余り気が

ついていないのではないかと感じます。

■委員長

親同士が争っていると、子どもに目が届かず、子ども自身も、父親、母親と同じぐらい傷つく当事者と考えてもいいような立場という気がします。

こういう事件は調停の中では結構あると思いますが、いかがでしょうか。

○委員

私は保護司の経験があり、子どもを中心に親を考えていきます。ところが、調停では、親が中心で子どもを考えるとこのように感じました。問題になるのは、利己主義で、すべてをなすりつけ、相手をけなしながら、離婚することによって自分のほうにやいばが向いているということに気づかないということを感じました。調停委員の方々のキャラクターや人格によって調停が方向づけられるような気がします。

やはり調停委員の人柄によって離婚が円満にいく場合があるし、悪くなる場合もあるのではないかと感想を持ちました。

■委員長

調停委員とか家事審判官の持っていく方によるところがかなりあるかもしれませんが、この事件の場合には、どういうことが原因だったのかというところが余り出ていません。

どちらかに不倫などの原因があると慰謝料などの問題がまた出てきて余計こじれるということもあるかもしれません。そうでなくても、離婚ということになると、激しい対立になるということだと思います。

○委員

調停のときにこのビデオをお見せするような方向なのですか。

■委員長

どう利用しようか検討しています。例えば、調停が始まる前に見てもらって、そういう子どもの観点というのを入れてもらうということも考えられるかもしれませんが、その辺は、調停が始まる前にどう活用するのかという問題もあり、活用の仕方については検討中です。

○委員

反響が大きいかもしれませんが、せっかく作られたのですから、活用すべきではないかと思います。

○委員

離婚調停の様相はケース・バイ・ケースなので、一律にそれを見せるよりも、まず調停を行い、子どもの問題で迷っている人に、もし希望があれば、ビデオを見る機会も作るという方法がよいような感じがしました。

○委員

少なくとも調停委員は見ておくべきだと思います。子どものことは本当は見えていないということを踏まえた上で調停は進めたほうがいいと思います。

ただ、離婚をやめようとする人にとっては、いい材料になるかもしれませんが、とても難しいと思います。本当にいがみ合った夫婦にそのまま見せたほうがいいのか、悩みが一つ増えた感じがします。

○委員

ビデオの中で、子どもの心の動きが段階に分けて出ていたと思います。過剰適応があり、急に無理していい子になっていたようです。親から見たら、子どもも頑張ってくれているとプラスにとってしまうと錯覚をするのではないのでしょうか。しかし、子どもの心には負担がかかり、それが次の段階では、表に出てきてしまうのではないかと思います。

離婚するとき、お子さんがいるような場合、なかなか子どもを本当に気にかけてあげるようなところまで余裕がなくなっていることが多い時は、ビデオを見て、自分の子どもの今の状況が当てはまり、思っているのと違うということに気づくのであれば、その段階の人には1回見てもらったらいいのではないかと思います。

■委員長

どの段階で見てもらうかということも難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○委員

非行と離婚の関係が何かあるのかということをつ犯罪白書で調べたところ、意外な事実が分かりました。平成15年ころから、いわゆる子どもの非行が凶悪化し増加傾向になりましたが、調査したところ、いわゆる両親のうちの片親がいない子どもの非行傾向が強いかというとは全然違い、関係は特にないということでした。両親がそろっていても非行に走る子どものほうの増加率が高いという意外な結果が出ているのです。

その子たちの質的な変化、それから処遇改善が可能かどうかということの意見のアンケート調査があるのですが、第1に、少年は変化したかということ、大変変化した。どういった点に変化が見られるかということ、いわゆる改善傾向が非常に困難な非行少年が増えているということです。その原因は何かということ、親の指導力が非常に大きな割合を占めており、親の指導力として一体どういうところが欠けているかということ、子どもの行動に対する責任感がなく、子どもの言いなりになっている、子どもの行動に無関心であるということ、ビデオの離婚状態にある親とそっくりな話です。

その結果、子どもがどういう状態になっているかということ、感情や感覚で物事を判断し、自己中心的になり、自分の感情がうまくコントロールできず、忍耐力がなくなり、我慢ができない。甘えの気持ちが強く、自分の気持ちをうまく言葉で表現できない。そのような比率が非常に高くなっており、自分をコントロールできない少年が増えているという状態です。

ビデオを見て感じたのは、確かに離婚という状態で、子どもにかなりの負担が生じている。必ずしも離婚の場の親だけではなく、一般家庭の親、社会の大人がいわゆる自分勝手な傾向となり、子どもに目が向いていない。その結果非行が起きている。

自分の主義主張で手いっぱい、周りに気を配ったり、我慢するとか、忍耐するとか、いろいろな状況を考えて自分でコントロールする力が社会全体で落ちているのではないかという気がしました。離婚調停の問題だけではなく、広い視野から何かの対策を講じておかないと、非行の場、学校教育の場、次世代の子どもたちを育てる力などに影響してくるのではないかという気が非常にいたしました。今後、家庭裁判所もいろいろな問題をどうするかについて、かなり課題が多いのではないかと思います。

■委員長

離婚という場面だけではなくて、やはり社会全体も子どもに目がいかない、他人に対する思いやりがなくなるなどのこともあると思います。

○委員

私も医療の現場にいて、入院とか病気を契機にした離婚があり、どうしてもできない状況の中で、病気やお金の問題で家庭が崩壊していくというときに、本当に他人ごとでない辛い思いを体験しました。今の核家族の中で夫婦がそうなったときに、身近で子どもを本当に無償の愛で、あるいはその環境の中でしっかりと愛情を持って守ってあげる。あるいは家庭裁判所に来る前の段階で、調停になる前の段階で、だれかが早くその夫婦間に入ったり、友人がよく考えてあげることがない社会の希薄さがあると思います。ビデオのお子さんの演技が余りにも迫真で、本当にだれか愛情をあの子に注いであげなさいよと思うような演技力だったのでちょっと辛かったのですが、もうちょっと前の段階で、もっと手を打つことが必要なのではないかと思いました。

しかし、調停委員の皆さんが実際に離婚をしようとしている当事者を前に、その後ろに大きな子どもの問題があるということは、調停の段階でどういうふうに生かしてこれから調停して下さるのか、私自身もわかりませんが、本当に社会全体の問題であると思います。

最近、子どもの親権者が圧倒的に母親になっていますが、もっと古い時代は半々くらいでしたが、それは、核家族化ではなかったからではないかなという気がします。また、子どもは家の宝ということであり、跡継ぎの問題があるから置いていけ、子どもを面倒見てくれる大家族があったので、夫のほうに親権があっても、それほど問題なかったのだと思います。今は、男性は企業戦士だから子どもの面倒を見られないと言われたり、母親が子育てしながら仕事をし、その環境の中で子どもを育てられるかということ、一方では子育ての経験があるからだけでは母親というわけにいかないだろうという気はします。今から大家族制に戻れるかということ、そこは難しいので、もう少し離婚というこの現実を前にしながら、子どもをどうするかということが重要な課題だということをしみじみ感じました。

■委員長

子どもの監護をめぐる紛争というのは、増えています。やはり、少子化ということで、父親も母親も親権を譲れないということで、かなり争いが激しくなっているという感じがいたします。

したがって、面接交渉の問題もかなり激しく争われている状態で果たして面接交渉がうまくできるのだろうかということがありますが、そういう争いがやはり増えているような気がします。

○委員

子どもの年齢によって、子どもが受ける影響、打撃の程度というのは随分違うかなという気がします。子どもの前では、夫婦のどちらかを悪者にしてしまうようなことは、決して見える形にはしないほうがいいと思います。愛し合って子どもがいるわけですから、離婚のときに激しく相手を責め合ったら、子どもの立場がなくなってしまうことをよく理解していただくということは大切であり、今の風潮は勝ちだの負けだのというよくない風潮もあるかなと感じました。

事務局

ビデオの中でも、初めの解説編のところに出てきたかと思うのですが、やはり一番大きな打撃を受けるというのは、やはり乳幼時期です。アタッチメントという考え方が最近

よくに言われておりますが、子どもというのは、愛着関係を形成していくことによって人との関係をつなぎ、そして自分も成長していく、発達していくと言われており、大体1歳ぐらいのときにアタッチメントが形成されるというふうには言われております。そういったときに、主たる養育者から離れるということになると、非常に大きな影響が出てくることが言えます。また、3歳、4歳となっても、自分でコントロールができる年齢ではないので、さまざまな身体症状という形で出てくることが実際に調査をしていて目にするとあります。

○委員

年齢によっていろいろ違ってくということですが、これは実際の調停の場合では、そういったお子さんの状態について聞き取りなどしているのですか。

事務局

調停委員が調停の中で、子どもさんの状況についていろいろ聞く中で、これは少し発達上にも問題がある状況になっているのではないかとということでしたら、家庭裁判所調査官のほうで詳しくその子どもさんの状況とか監護環境等につきまして調査をするということがあります。その場合、現実には子どもさんがどういう状況になっているかということについては、調停の間に自宅も訪問して、子どもさんと現在監護している親御さんとの交流の状況ということなども観察をしております。

■委員長

子どもの監護、親権がどちらがいいかなどのが問題となる場合は、家裁調査官に出席してもらい、次回の調停期日までに調査をしてもらうということが多いです。

○委員

最近、国際結婚というのが増えてきており、そういう中で離婚の話が出て調停という形になったときに、日本人同士ではない中での難しさというのもあるかと思いますが、調停委員さんは、これからそういう現実が増えてくる中でのお話というのがあるのかというのが一つと、いろいろな事情で親御さんが保護ができなくて入っている施設の中で、両親がいない場合や、場合によっては一緒に住めないという状況で、高校生までの子どもや下は2歳、3歳から入っているということでした。そういう中で、上の子が面倒を見たり、寮母さんが見ているということですが、例えば、離婚の調停の中で、深刻なことがあったときには、そういう子どもさんの状況を見た中で、これは調査が必要だというときには、措置というのとられているのですか。

○委員

子どもが3人いて、父親も母親も親権はいらないということがありました。家裁調査官に調停に出席していただき審判官と評議し、家裁調査官が、地元の児童相談所にすぐに連絡を取り、子どもを取りあえず保護してくれるよう手はずを整えました。

家裁調査官の活動により、素早く子どもたちの保護態勢がとられたという経験です。

国際結婚で印象に残りましたのは、親権者変更の事件です。外国人の父親と日本人の母親で、親権者は母親でしたが、事情があり父親が親権者変更を申し立てました。調停期日に父親が子どもを細やかに温かく世話をしている様子を見て感心しました。結局、母親も親権者変更に同意して、外国人の父親が親権者になりました。外国人だからとか、父親だからという先入観を持ってはいけないと、その事件で本当に思いました。

■委員長

最近では父親のほうもかなりまめに子どもの面倒を見て、監護能力が高いという例も随分あります。

○委員

調停の場にお子さんがいることは自由なのですか。

■委員長

小さい子の場合は、監護している人が連れてくることは多いです、だれかに見てもらったほうがいいのかという場合には、どこかに預けてという形で進める場合もあります。

事務局

「ファミリオ」という小冊子がありますが、これは家庭問題情報センターというところで作っており、ここでは離婚と子どもに関してのさまざまな問題ということについて、本を出したりしています。家庭裁判所調査官のOBの方々が中心的に動いている社団法人でありまして、平成17年3月に、離婚した親と子どもの声を聞くということで、これは独立行政法人福祉医療機構から助成を得て、離婚をした親御さん、それから子どもさんにつき、実際どのような思いをしたのかということについてインターネット等を通じて、調査研究をし、離婚した親と子どもの声を聞くという冊子を出しております。これを読みますと、離婚した後においても、やはり両親ともに子どもとの交流をしたいという気持ちを持っている方々が多いのだという調査結果が出ております。

同じ家庭問題情報センターから「夫婦の危機と養育機能の修復」という本も出ておりまして、ここには今日ビデオを見ていただきましたような、離婚をめぐって、子どもがどんな気持ちになるのかということについてわかりやすく書かれているものです。

また、「あしたてんきになああれ」という絵本ですが、これは鹿児島の家庭裁判所の調査官数人でストーリーを作り、親が離婚をするということについて、子どものほうが自責感を感じることがないように、お父さんもお母さんも、子どもを愛しているのだというメッセージを子どもに伝えたいということで作りました。絵は鹿児島の大学の美術の先生がかかれたということです。

また、「ココ、きみのせいじゃない」という、離れて暮らすことになるママとパパと子どものための絵本といったものにつきましては、カナダの方が書いているのですが、翻訳は東京家裁の調停委員がされています。

このように、ビデオを見ていただいたような子どもの気持ちにつきましては、さまざまな媒体を通して、子どもたち、または親御さんのほうにわかっていたらこうということさまざまな形で働きかけを考えていかなければいけないと思っております。

■委員長

本日は、これもちまして議事は終了させていただきたいと思います。

これから家庭裁判所でも、ビデオにありましたように、子どものことを決して置き去りにしないような調停を心掛けていかなければいけないと思いますし、そのためにはどういうことに気をつけたらいいかということも考えていきたいと思います。

【次回のテーマ】

次回のテーマについてですが、平成12年の改正少年法がちょうど今年5年経ちまして、見直しという時期に入っていることでもあり、また、この5年間にどのような形で改

正少年法が運用されてきたかという概況も最近まとまったところでもありますので、平成12年の改正少年法についての、家庭裁判所の運用についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

検察官の立場や警察の立場、弁護士の立場からも色々と意見があると思いますので、できればお三方からのご報告をいただければと思います。

【次回期日について】

次回期日は、11月30日木曜日午後3時といたします。